

規制の事前評価書

政策の名称	外国為替証拠金取引規制の見直し		
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3628)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年4月28日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>① 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、現行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行又は協同組織金融機関への預貯金 ・ 信託会社等への金銭信託 ・ カバー取引相手方等への預託 ・ 媒介等相手方への預託 <p>が認められているところ、信託会社等への金銭信託によるもののみとする。</p> <p>② 外国為替証拠金取引を取扱う業者に対し、ロスカット取引を適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることとする。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>近年、外国為替証拠金取引業者の経営破綻時において、顧客から預託を受けた証拠金が適切に区分管理されていなかったことにより、顧客被害が発生する事例がみられる。これに関して、カバー取引相手先への預託等による方法について、業者による資金の流用が容易であり、業者の倒産からの隔離方法として不十分であるとの指摘がある。</p> <p>また、外国為替証拠金取引において、ロスカット取引が適切な時期に行われず顧客の損失を拡大させた事例が見られるなど、顧客に不測の損害が生じるおそれ、またそのことにより業者が債権回収リスクを負うことになり、業者の財務の健全性に影響が出るおそれがある。</p> <p>これらに対応するために、外国為替証拠金取引業者への区分管理義務等を見直す必要がある。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品法等に関する内閣府令第94条第1項第2号、第123条、第143条第1項、第2項、第143条の2、第177条第1項第3号		
想定される代替案	外国為替証拠金取引の区分管理義務の履行の方法について、信託会社等への金銭信託に加え、銀行又は協同組織金融機関への預貯金によるものを認めることとする。 その他については、本案と同じとする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	カバー取引相手方等への預託の方法で外国為替証拠金取引の区分管理義務を履行していた業者について、実務上、カバー先へ預託する資金を自己資金で調達する必要がある等、金銭信託の方法により区分管理をするための費用が発生する。 外国為替証拠金取引を取扱う業者について、適切にロスカット取引を行うため、及び、その社内管理体制を構築するための費用が発生する。	本案と同様の費用が発生する。	
(行政費用)	国において、外国為替証拠金取引を取扱う業者について、ロスカット取引を適切に行うこと、その社内管理態勢を構築することについての検査・監督に伴う費用が発生する。	本案と同様の費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	新たな費用は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	業者の経営破綻時等において、外国為替証拠金取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還の確保が図られる。 また、適切にロスカット取引が行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、顧客に不測の損害が生じるおそれ、業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少し、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実に図られる。	外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、信託会社等への金銭信託以外も認められることから、業者の倒産からの隔離が不十分となり、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が図られないおそれがあるが、ロスカット取引の観点からは、本案と同様の便益が発生する。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、信託会社等への金銭信託に限定されることにより、業者の経営破綻時において、外国為替証拠金取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還の確保が図られる。また、適切にロスカット取引が行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、ロスカット取引が適切な時期に行われず顧客に不測の損害が生じるおそれが減少することとなり、さらに、業者が債権回収リスクを負うこととなり、業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少することとなる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実に資するとともに、外国為替証拠金取引の信頼性が確保されることにより、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資することが期待されることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案は、本案と比べて、外国為替証拠金取引に係る区分管理義務の方法について、信託会社等への金銭信託以外も認められることから、業者の倒産からの隔離が不十分となり、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が図られないおそれがある。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>証券取引等監視委員会の建議書(平成21年4月24日)において、「外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、カバー取引先への預託を廃止する等、適切な措置を講ずる必要がある。」とされ、また、「外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、適切なリスク管理体制の構築のため、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。」とされている。</p> <p>また、外国為替証拠金取引における分別管理に関する意見書(日本弁護士連合会、平成20年2月14日)において、「店頭外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者の分別管理(区分管理)の方法は、信託銀行等への金銭の信託に限ることとし、銀行等への預金又は貯金、カバー取引相手方への預託、媒介等相手方への預託などの方法によることを禁止すべきである(金融商品取引業者に関する内閣府令143条1項1号、同3号及び同4号の規定を、削除すべきである)。」とされている。</p>		
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			